

2007. 10. 1

司法試験委員会委員長

高橋宏志 様

会長 八代尚宏（国際基督教大学教授）



「法と経済学」に関する要望書

「法と経済学」は、法や判例がもたらす社会経済的な影響を分析する学術分野であり、米国はじめでは、実務法曹の基礎的な素養として定着するとともに、法解釈や判例、立法に当たっても日常的に活用されてきています。複雑化する現代日本の法的問題を的確に分析するとともに、立法の効果をも正確に見据えるためには、狭義の紛争当事者に関する利益衡量を行うのみでは不十分であり、「法と経済学」による分析手法を駆使できるという素養は、実務法曹にとってきわめて重要な資質といえます。

したがって、司法試験制度の見直しにあたりましては、「法と経済学」を論文式筆記試験における独立した必修科目、すくなくとも選択科目として位置付けられますよう要望いたします。

1. すでに科目としての範囲が明確化し、体系化・標準化が整っている

(1) 法と経済学会の設立

- ・ 2003年2月、浜田宏一イエール大学教授を初代会長として法と経済学会が設立された。
- ・ これまでに、5回の全国大会（学術講演会）開催を通じて延べ約150題の研究発表が行われたほか、外国人研究者による講演を含む数十回に及ぶセミナー開催、学術論文集の刊行など、約700名の構成員による活発な活動が継続している。

(2) 標準的なテキスト刊行

- ・ 法と経済学の方法論自体(及び主としての英米法への適用)に関しては、すでに Cooter, Robert / Ulen, Thomas, "Law & Economics", Posner, Richard, "Economic Analysis of Law", Shavell, Steven, "Economic Analysis of Law"などが、テキストとして世界的定評を得ている。
- ・ 日本法への適用を含む標準的なテキストに関しても、小林秀之・神田秀樹『法と経済学入門』弘文堂、マーク・ラムザイヤー『法と経済学—日本法の経済分析』弘文堂、宍戸善一・常木淳『法と経済学』有斐閣、福井秀夫「ケースではじめよう法と経済学」日本評論社など、定評が確立されつつある。

2. 実務的な重要性や社会的な有用性・汎用性が高い

(1) 法曹実務にとって必須の素養

- ・ あるべき法曹の役割とは、「個人や企業等の諸活動……が法的ルールに従って行われるよう助力し、紛争の発生を未然に防止するとともに、更に紛争が発生した場合には、これについて法的ルールの下で適正・迅速かつ実効的な解決・救済を図ってその役割を果たすこと」（2001.6.12『司法制度改革審議会意見書』）。
- ・ 新司法試験選択科目の見直しの際には、「科目としての範囲の明確性や体系化・標準化の状況等を見据えつつ、単に法科大学院での講座数など受験者の供給者の体制に係る要素

のみに依拠することなく、実務的な重要性や社会的な有用性・汎用性等を考慮し、社会における法サービス需要に的確に応えるという観点をも踏まえて科目の追加・削除について柔軟に検討する」こととされている（2007.6.22『規制改革推進のための3か年計画』閣議決定）ところ。

- ・ その役割を踏まえれば、(a) 法的ルールが「個人や企業等の諸活動」にどのような影響を与えるのか、(b) 「紛争の発生を未然に防止」し、「紛争が発生した場合」に「適正・迅速かつ実効的な解決・救済」を実現するためには、どのように立法し、又は判決すべきであるのか、分析・判断するためのツールを提供する「法と経済学」は、法曹にとって必須の素養。

(2) すでに法改正実務にも活用

- ・ 近年は、学会等の場において、現実の立法課題に対して法と経済学の方法論を適用し、その具体的法改正のスキームを提示する立法研究の成果が急速に蓄積しつつある。
- ・ これらの研究成果は、現に借地借家法改正による定期借家権導入、民法・民事執行法改正による不動産競売法制の抜本的改正、区分所有法改正等によるマンション建替法制整備など、法改正実務においても活用されている。

(3) 民間における法的実務の現場でも不可欠のツール

- ・ 経済のグローバリゼーション進展とともに、国際的なビジネス競争に参加する法曹にとって、金融取引や知的財産権の活用等、海外企業との交渉場面において対等な立場で望むためにも、法と経済学が不可欠のツールとなっている。

3. 世界的レベルのロースクールへの早期キャッチアップ誘導が必要

(1) 日本の法科大学院での講座開設状況に過度に依拠すべきではない

- ・ 新司法試験など新たな法曹養成制度整備の出発点は、「これまでの大学における法学教育は基礎的教養教育の面でも、法学専門教育の面でも必ずしも十分なものとはいえない」と（『司法制度改革審議会意見書』）こと。法科大学院が既存の大学法学部を母体として設立されたことを考慮すれば、法科大学院における科目開設状況に依拠して選択科目選定の根拠とすることは、適切でない。

(2) 米国ロースクールでは法と経済学教育が定着

- ・ 法曹養成制度見直しの柱として、米国のプロセス型教育システムに倣い、従来の日本には存在しなかったロースクールを導入した以上、新設された各法科大学院が、米国ロースクールの「教科内容等」をも踏まえて世界的レベルの教育を行うことができるよう新司法試験制度が誘導することは、早期キャッチアップを果たすうえで必要なこと。
- ・ 米国的主要なロースクールでは、専任教師により「法と経済学」が開講されるのが通例。また連邦裁判所の裁判官の多くは、これら「法と経済学」の教育を受けている。法と経済学の専門的研究者が連邦裁判所裁判官に任命されることも多い。